

審 第 1 7 1 4 号
答 申 第 2 2 1 号
平成30年11月20日

千葉県公安委員会
委員長 佐藤 健太郎 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 土 屋 俊

審査請求に対する裁決について（答申）

平成28年4月20日付け公委（○警）発第〇〇号による下記の諮問について、
別紙のとおり答申します。

記

諮問第198号

平成28年3月13日付けで審査請求人から提起された自己情報不訂正決定
（平成28年2月29日付け○警発第〇〇号）に係る審査請求の裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成28年2月29日付け○警発第○○号で行った自己情報不訂正決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成27年12月21日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、「私が平成○○年○○月○○日午前○時ころから午前○時ころの間に暴行を受けてことで○○駅前交番の緊急電話から110番通報したときの○○警察署が保有する110番受理処理結果票」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 本件開示請求に対し、実施機関は、「110番受理処理結果票 平成○○年○○月○○日付け 受理番号○○」（以下「本件文書」という。）を特定し、自己情報部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成28年2月1日付けで実施機関に対し、条例第31条第1項の規定により、別表1のとおり本件文書の訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。
- (4) 本件訂正請求に対し実施機関が本件決定を行ったところ、審査請求人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、実施機関の上級行政庁である千葉県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、平成28年3月13日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (5) 本件審査請求を受けて、諮問実施機関は、条例第46条第1項の規定により、平成28年4月20日付け公委（○警）発第○○号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、審査請求書において以下のとおり記載している。

ア 審査請求の趣旨

（訂正請求の趣旨、訂正後）件名 P派遣要請 処理結果 実害 と記載のとおり求める。

イ 審査請求の理由

○○警察署 署員 刑事（男）が○○市○○○○○○○○居酒屋○○○○店内で私を飲酒させた後、店外路上で私に暴行傷害警察官職務執行法第1条1項を濫用、刑事（男）被告訴人被害届も受理（千葉県警察本部刑事部第1捜査課が告訴状も受

理)

(2) また、審査請求人は、意見書においておおむね以下のとおりの趣旨の主張をしている。

ア ○○警察署刑事が審査請求人を誘い出し、飲食後、審査請求人に暴行を加えたことから、当該刑事が加害者であり、審査請求人が被害者であるとする点。

イ ○○警察署刑事三名が審査請求人に対して人命救助保護をしたが、それに加えて119番通報を行い、病院で治療すべきであるとする点。

ウ ○○警察署署員らが○○警察署刑事を不当擁護しているとする点。

エ ○○警察署刑事が審査請求人の平穏生活を侵害しているとする点。

4 諮問実施機関の説明要旨

理由説明書において、諮問実施機関はおおむね次のとおり主張している。

(1) 本件文書の性質等について

実施機関において、110番通報は地域部通信指令課通信指令室（以下「通信指令室」という。）において受理しており、その内容や対応の経過及び結果を明らかにしておく必要から、通信指令業務の運営に関する要綱（平成22年本部訓令第9号）第13条第3号で「110番により重要又は特異な事件若しくは要急事案以外の通報を受理したときは、事案の内容を通信指令システムにより、所轄署長に連絡するとともに、その状況を110番受理処理結果票に記載すること。」と規定している。110番受理時に、受理担当者が通報内容の概要を記録し、連絡を受けた所轄署では、担当者が送信された110番受理処理結果票に対応状況等を入力又は手書きで記載し、所属長に報告した後、所轄署において保管している。

(2) 本件審査請求について

前記3(1)により、本件決定を取り消し、本件訂正請求の趣旨のとおり訂正を求めるものと判断した。

(3) 審査請求人からの提出資料について

審査請求人は、訂正請求の趣旨及び理由が事実と合致することを明らかにする書類として提出した資料の内容及び同資料に関する実施機関の検討については別表2のとおりである。

(4) 訂正請求の対象となる「事実」

ア 条例第30条第1項における訂正請求権

「何人も、開示決定に基づき開示を受けた自己の個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正（追加又は削除を含む。以下同じ）の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。」と訂正請求権を規定している。

イ 千葉県個人情報保護条例解釈運用基準（平成5年9月28日制定）における「事実」の解釈

「氏名、住所、年齢、性別、生年月日、家族構成、学歴、日時、金額、面積、数量等の事実を言う。これらの情報は、その性質上客観的な正誤の判定に適するもの

であることから、『事実』に限って訂正請求権を認めることとした。」との解釈を示している。

ウ 本件審査請求に係る記載の訂正請求の対象となる「事実」該当性

(ア) 個人情報には、前記のとおり「事実」に関するものと、それ以外に「評価・判断等」に関するものがあり、事実に関する情報は、客観的な正誤の判定が容易であり、訂正請求の対象になるが、個人に関する評価、判断、意見等のように客観的な正誤の判断になじまない情報は、訂正請求の対象にならないと解される。

審査請求人が訂正を求める「件名欄」及び「処理結果欄」について、訂正請求の対象となる「事実」の該当性について検討を行う。

(イ) 「件名欄」については、断片的な通報内容に基づき110番を受理した警察官が110番通報の内容を部内の規定に基づき分類したもので、当該警察官の判断で記載しており、その記載内容は、氏名や年齢など客観的にその正誤について判断可能な「事実」と異なり、通報内容に関する受理者側としての「判断」に関するものであると認められる。

(ウ) 「処理結果欄」については、事案対応を行った警察官が、その処理内容を判断し、記載しており、氏名や年齢など客観的にその正誤について判断可能な「事実」と異なり、事案対応を行った警察官の「判断」に関するものであると認められる。

(エ) したがって、本件対象文書中の不訂正とした部分は、警察官が判断した内容で客観的な正誤の判定になじまない情報であるほか、審査請求人が訂正請求に際して提出した資料については、別表2のとおり、条例第31条の「訂正請求の趣旨及び理由が事実と合致する事を明らかにする書類等」には該当するものではないことから、不訂正としたものである。

(5) 審査請求人の主張

審査請求人の前記3(1)イの申立てについては、本件訂正の理由としては認めることはできず、審査請求人の主張は認められない。

(6) 結論

以上のことから、本件決定は、適法かつ妥当であると考えられる。

5 審議会の判断

(1) 本件文書について

本件文書は、審査請求人が110番通報を行った際に、実施機関において当該通報の処理経過等を記録した110番受理処理結果票である。

(2) 訂正の要否について

ア 本件訂正請求において、審査請求人は本件文書のうち「件名」及び「処理結果」の記載内容（以下「本件訂正請求情報」という。）の訂正を求めているものであるが、諮問実施機関は訂正する理由がない旨を説明するので、以下検討する。

イ 110番受理処理結果票は、前記4(1)のとおり110番通報の内容や対応結果等を明らかにしておくために作成しているものであるが、実施機関に確認した

ところによれば、「件名」については受理担当者が通報の内容を踏まえ部内の規定に基づき分類し記載しており、「処理結果」については所轄署の通報事案の対応担当者がその処理内容を定型的な表現で記載しているとのことであり、そうすると、これらの情報は、実施機関における便宜上各通報事案をその性質等に応じて分類しているものに過ぎず、また、そのような前提のもと、本件文書に係る通報事案の性質等を踏まえ本件訂正請求情報のとおり記載したとする実施機関の説明についても、本件訂正請求及び本件決定に係る関係文書を見分する限り、特段不自然な点は見当たらない。

ウ したがって、本件訂正請求情報を訂正しないとされた実施機関の判断に違法又は不当な点は認められない。

(3) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成28年 4月22日	諮問書の受理
平成28年 7月 1日	諮問実施機関の理由説明書受理
平成28年 7月25日	意見書の受理
平成30年 7月25日	審議（平成30年度第4回第2部会）
平成30年 9月28日	審議（平成30年度第5回第2部会）

千葉県個人情報保護審議会第2部会

(五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
石井 徹哉	千葉大学副学長	
中曽根 玲子	國學院大學法学部教授	部会長
藤岡 園子	弁護士	部会長職務代理者

別表 1

本件文書の 訂正請求部分	訂正前	訂正後
件名	その他の情報	P 派遣要請
処理結果	その他	実害

別表 2 審査請求人の提出資料及び同資料に関する実施機関の検討

本件 資料 番号	提出資料及び内容	提出資料に関する検討
資料 1	「第三者行為調査票」の写しを複写したもの（疎甲第15号証と記載のもの。）	審査請求人が、同人が居住する自治体である〇〇市に対して、第三者による加害行為によって傷病を受け、治療のために健康保険証を使用するとの申立てを行う際に提出された書面の写しを複写したものであり、書面自体を請求人自身が記載、あるいは申立てのみによって作成されていることから客観性は乏しく、本件訂正請求内容を疎明するための資料として認められない。
	同資料は、調査日平成〇〇年〇〇月〇〇日、調査者〇〇〇及び被保険者（被害者）氏名〇〇〇〇等と記載のある、〇〇市の收受印が押印された書面の写しを複写したもの。	
資料 2	「第三者行為等にかかる国民健康保険使用願」の写しを複写したもの（疎甲第48号証と記載のもの。）	審査請求人が、同人が居住する自治体である〇〇市に対して、健康保険加入者が事故によって傷病を受け、治療のために健康保険証を使用するとの申立てを行う際の使用願いとして提出された書面の写しを複写したものであり、同人が当該事故の被害者として申し立てる内容に関して、自治体で決裁を行った状況が確認できるのみであり、申立て内容そのものは請求人自身が記載していることから客観性は乏しく、本件訂正請求内容を疎明するための資料として認められない。
	同資料は、平成〇〇年〇〇月〇〇日、宛先〇〇市長、当該事故の被害者氏名〇〇〇〇等と記載のあるもの。	

資料 3	<p>「保険給付の承認について」を複写したもの（疎甲第16号証と記載のもの。）</p> <p>平成〇〇年〇〇月〇〇日付け保険者〇〇市発行、〇〇市健康福祉部国保年金課、被保険者〇〇〇〇との記載のある、〇〇市から審査請求人宛に交付された書面を複写したもの。</p>	<p>審査請求人が〇〇市役所宛に行った保険給付の申請に関して、〇〇市が同人宛てに行った保険給付を承認する旨の通知を複写したもので、同人への保険給付が〇〇市から承認された状況ができるのみであり、本件訂正請求の内容を疎明するための資料としては認められない。</p>
資料 4	<p>画像3葉を印刷したもの（疎甲第13号証と記載のもの。）</p> <p>撮影年月日平成〇〇年〇〇月〇〇日、撮影者〇〇〇〇と記載のあるもの。</p>	<p>110番通報がなされた後に、審査請求人が自らの身体、容貌等を撮影したとされる画像3枚を印刷したもので、同資料からは撮影時の同人の身体状況が確認できるのみであり、本件訂正請求内容を疎明する資料として認められない。</p>
資料 5	<p>診断書を複写したもの（疎甲第18号証と記載のもの。）</p> <p>平成〇〇年〇〇月〇〇日付け、〇〇〇病院発行、氏名〇〇〇〇様、病名〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇と記載されているもの。</p>	<p>〇〇〇病院から審査請求人宛に発行された診断書を複写したもので、資料記載の病名については、第三者である医師の診断に基づくものであり、審査請求人が医師の診察時、診断通りの傷病を負っていたと認められるものの、付記欄はあくまで請求人の申立てによって記載されていることから客観性に乏しく、本件訂正請求内容を疎明するための資料として認められない。</p>